

哲学館を運営する

『かほく市』を応援してください！

《ふるさと納税(寄附)の活用ができるようになりました》



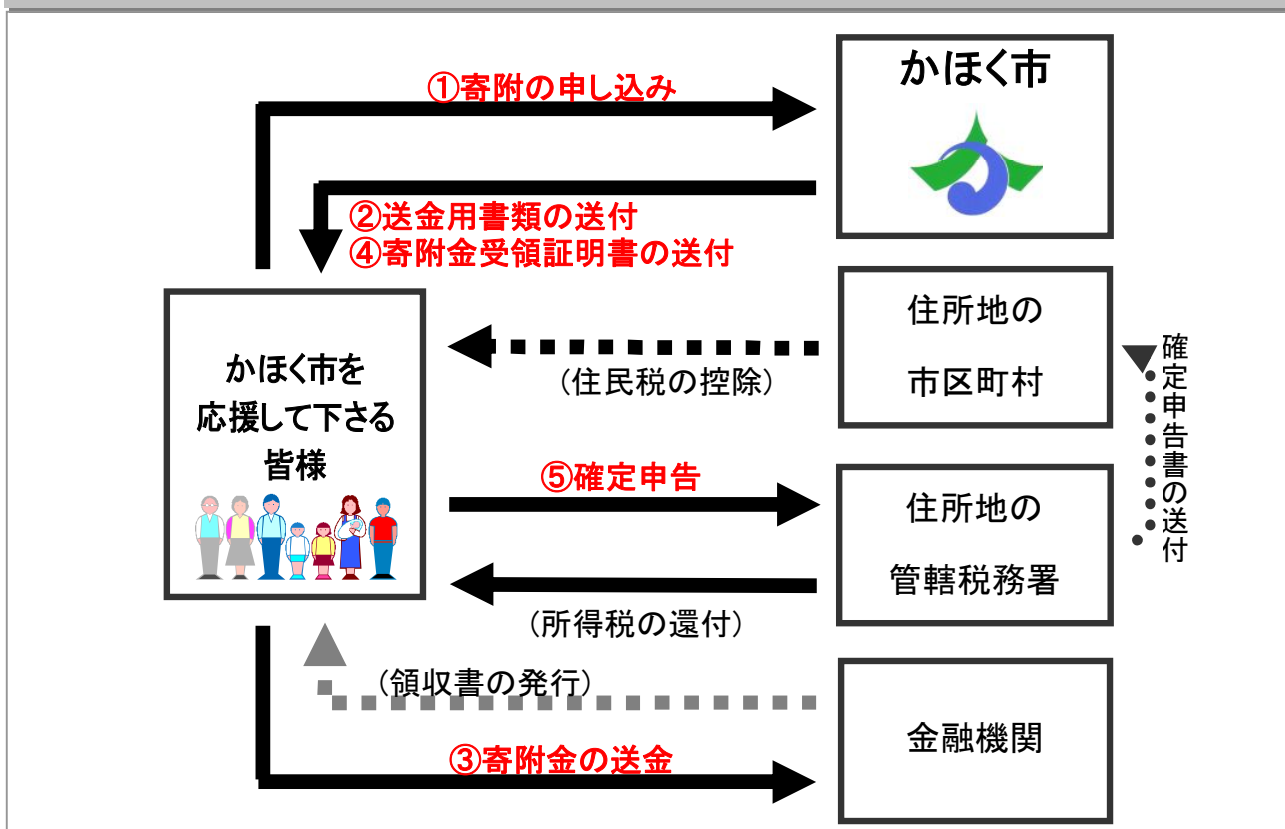
哲学館は、「かほく市」で運営されています。建物は石川県の所有ですが、「かほく市」が建物を無償で借受け、運営している施設です。よく県営と間違われますが、建物の維持管理・事業費含め全てを「かほく市」の予算で運営しています。

ふるさと納税（寄附）制度が活用されるようになった今、市外の方でも哲学館の運営を応援していただけるようになりました。ご協力をお待ちしています。

・・・ふるさと納税(寄附)制度とは？

『ふるさと』に対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金制度を見直し、寄附金の一部を所得税と個人住民税から控除しようとするものです。また、寄附先は出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、「好きな地域を応援する」という側面も持っています。かほく市では、この「ふるさと納税(寄附)」を活用して、本市のまちづくりを応援していただける皆様のご協力をお待ちしています。

ふるさと納税(寄附)の方法は？



どれくらい税が軽減されるの？

モデルケース(例)

家族構成: 本人、配偶者、子ども2人
給与収入: 約 700 万円 所得税の税率: 10%
個人住民税(所得割額): 300,000 円

※かほく市へ 35,000 円 寄附した場合

寄附金額 35,000 円			
所得税 からの控除	個人住民税(所得割額)からの控除 (基本控除)	個人住民税(所得割額)からの控除 (特例控除)	寄附金控除 の対象外: 5,000 円
3,000 円	3,000 円	24,000 円	

合計 30,000 円が所得税、個人住民税より控除されます。

寄附金の使い道は？

寄附された方のご意思をできるだけ反映し、かほく市が実施する主要な施策、事業等の費用の一部に寄附金を使わせていただきたいと思います。

「哲学館の運営のために」寄附をいただける場合は、申請の際に「寄附に際しての条件」欄で『教育文化』を選択ください。また、備考欄には「哲学館運営への使用を希望する」等ご記載ください。ご意志を反映させていただきます。

※詳しくは、かほく市ホームページをご覧ください。

ふるさと納税(寄附)に関するお問い合わせ先

かほく市役所 総務部 総務課

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地

TEL 076(283)1111 FAX 076(283)4644

ホームページ <http://www.city.kahoku.ishikawa.jp>

E-mail soumu@city.kahoku.ishikawa.jp

